PTA等共済法だより

第61号 2018/2/28発行 (原則毎月末発行

文部科学省生涯学習政策局 社会教育課PTA等共済室 (編集:吉谷 正)

■平成29年度第2回のPTA等共済法研修会が開催されました。団体は過去最多の参加。

平成30年2月1日(木)と2日(金)に標記の研修会が開催されました。

1日(木)は都道府県教育委員会担当者向け研修で12県15名が参加、2日(金)の団体向け研修では26団体55名が参加されました。今回も多くの方に参加していただき、ありがとうございました。事務局長(兼常務理事含む)を除く非常勤役員の参加は、29.8%となり、理事監事をはじめとする役員の意識の高さを改めて感じました。

教育委員会担当者向け研修では、立入検査の実施状況について各担当者から報告していただきました。さらにグループに分かれて共済団体の平成28年度の業務報告書を参考に、行政庁として確認すべきポイントや立入検査時に実施すべきこと、さらには、かねてから要望の多かった決算報告書の見方について説明させていただきました。

共済団体向け研修では、保険や共済の基礎知識の講義の他、立入検査の実施概要について各団体から、個人情報管理の取組事例として神奈川県立高等学校安全振興会の関事務局長から紹介していただきました。

共済事業は、加入者減少、共済金支払増加、個人情報への対応、役員体制、事務職員の引継ぎ、掛金や補償等の見直し等、さまざまな課題・リスクを抱えてきています。参加者をグループに分け、与えられたテーマについて、リスクマネジメントの手法を用いて解決方法を探ってもらいました。次回は、6/7自治体向け、6/8団体向けの予定です。











■共済法と関連する法律やその主な規定 (第11回 学校教育法/全12回)

共済法第2条は、定義が規定されています。この法律の補償対象となる児童生徒等が通う学校を、学校教育法第一条に規定する 学校(大学を除く。)と幼保連携型認定こども園としています。

学校教育法の第一条の規定と共済法での修正を踏まえると学校は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校になります。また、法第4条第1項には、さらに共済事業の補償対象として保育所と地方裁量型認定こども園も「隣接保育所」として規定されています。

PTA・青少年教育団体共済法 (平成二十二年法律第四十二号)

(定義)

第二条 この法律において「PTA」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生(以下「児童生徒等」という。)の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた理報をいる。その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。)及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

(共済事業の種類)

第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。 2~3 (略)

- 4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。
- 一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する<mark>保育所</mark>又は<mark>認定こども園</mark>(就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園をいう。)であって児童福祉法第五十九条第 一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)の管理下における当該 隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二~三 (略)

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

■ おしらせ

- ・そろそろ決算が近づいてまいりました。決算や経理処理等の御相談はお早めにお願いいたします。
- ・今年度中に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済 事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業 者に課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。 「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。 **〈次号の発行予定:2月28日〉**

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。 お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介~Renewal!

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団(共済事業開始:平成25年4月)

当財団の加入数は、平成28年度 P 災コース215,241、安互コース157,432で県内ほとんどの児童生徒保護者が加入しています。他の共済団体と同じく加入者数の減少が課題ではありますが、すべての学校に対するAEDの配布や安全啓発に力を入れてきたこともあってか、共済金の支払額はここ数年減少傾向にあり喜んでいるところです。

平成28年4月に発生した熊本地震では、県内で多くのPTA会員の皆さんが被災され、また校舎が使えなくなるなど教育現場にも大きな爪痕を残しました。児童生徒の犠牲者が無かったことは幸いではありましたが、家を無くし仮設での生活を強いられたり保護者が職を失ったりして家庭の生活環境が一変した児童生徒も多く、心身に大きな影響を与えました。

当財団では、被害の大きかった単Pに対して、平成28年度の共済掛金を全校免除としたり、罹災証明を取得された方の掛金を免除したりして、2年間で約3,400万円の支援をすることができました。今後も、子どもたちの安全安心を担保するという主旨を大切にしながら、何らかの形で支援していきたいと考えています。

今、大きな課題となっているのは、県内小学校における運動部活動の社会体育への移行問題です。部活動でなくなるとスポーツ振興センターの対象から外れるため、その代替をどの程度当財団で担うことができるかを来年度検討していきたいと考えています。(事務局長 松田正二郎)



左から吉村常務理事、大久保常務理事、曽我理事長、 片渕常務理事、森常務理事、田上常務理事



比嘉さん、与古田さん、上原さん 宮城専務、古堅局長

一般社団法人沖縄県PTA連合会(共済事業開始:平成25年4月)

当会が25年4月に一般社団法人に移行し、共済事業を実施してから昨年度、今年度と 吉谷さん、県教育委員会の立入検査を実施して頂き、安心して日々の事業を遂行して おります。しかしながら、5年経過した中で、幾つか課題が出てきており早急に対応し ていかなければならない状況が出てきております。

本県は共済事業と法人事業を実施しているところから、文科省主催の研修会などと行事が重なる時は、その行事を優先せざるを得ない状況が何年も続き、貴重な学習、情報の場を共有できず立ち後れています。また、小学校・中学校が被共済者である中、小学校の校長が園長を兼ねる幼稚園についても加入を認めておりますが、昨年度より幼稚園が認定こども園(校長が園長を兼ねない。PTA事業を行わない保育園を含む)に変わって行くことにより、加入が出来なくなります。

今後、当会の約款を変え、対応していかなければならない状況にあります。

吉谷さん、県教委の担当者がとても親身になって指導下さるので、今後ともお力をお借りしながら常に、状況に柔軟に対応できるよう事業を推進していきたいと考えております。(安全委員会 事務局員 上原)

PTA等共済室

- □2月 1日 (木) PTA等共済法研修会・自治体向け(吉谷、三島、草野)
- □2月 2日(金) PTA等共済法研修会・団体向け(吉谷、三島、草野)
- □2月 9日 (金)沖縄県高等学校安全振興会·研修会(吉谷)
- □2月20日 (火) 神奈川県 P T A 協議会安全互助会・理事会 (吉谷)
- □2月21日(水)青森県高等学校安全互助会・コンプライアンス研修会(吉谷)

3月末で社会教育課を離れることになりました。皆さんと一緒に共済の勉強ができ楽しかったです。またどこかでお会いしましょう。(草野)



青森県高等学校安全互助会

■安全普及啓発活動等活用事例集(仮称)の制作について

次年度に向けて、「安全普及啓発活動等活用事例集」を制作しています。事例集を作成する目的は、安全普及啓発活動の実践例や各種情報を集約し、それらを共済団体間で共有することで、共済団体や県下のPTAにおける安全普及啓発活動を更に発展させ、児童生徒等の健全育成や学校を中心とした地域の安心・安全に役立てていただくためです。近日中に、全国27共済団体が現在実施している安全普及啓発活動の概要を把握するために、照会や依頼をしていく予定です。多忙な年度末を挟んでの依頼になりますが、何卒御理解を賜り、御協力をお願いいたいと思います。

■発行5周年にあたっての御感想御意見を募集します!

3月をもって共済法だより発行5周年を迎えます。毎年のこととなっていますが、御感想や御意見等を募集いたします。普段御意見いただいている方だけでなく、ひそかに楽しんでいる方、団体の方だけでなく、教育委員会の方からの御感想もお待ちしています。

■ 編集後記 つい最近受験したと思っていた息子は大学2年、4月から3年生になります。長い春休みの息子は、バイトも夜遅くまで、サークル合宿や友人とのスノボに出かけたりと、ほとんど家におらず、1週間で1時間も話しません。2019年卒業の大学生(現3年生)の就職活動は、3月に説明会解禁を迎えました。2年生も終わりの時期、そろそろ就職を踏まえた様々な準備や活動に入っていく時期に来ているのではないかと思います。今は、少し売り手市場のような状況にあり、これから就職を迎える学生たちにとっては良い状況にあるようです。自分のことを振り返ると、同じような超売手市場のなか、親からは公務員になれとしつこく言われ、反発し、拒否しつづけ、結果としては似たような金融機関に入った記憶があります。今は結果として親の臨んだ結果になっていますが。庭の片隅にある梅の木も咲き始め、このところの暖かさ早咲きの桜はまもなく咲きそうな感じです。進学の進路は息子自身が決めることで口出しはしなかったが、そろそろ、将来についてどう考えているのかを聞いてみたい。(PTA等共済室:バブル入社吉谷)